

事 務 連 絡

平成 30 年 7 月 10 日

各都道府県労働局訓練課（室）長 殿

厚生労働省職業安定局

訓練受講者支援室長補佐

平成 30 年 7 月豪雨による被害に関する求職者支援制度に係る運用上の留意事項について

日頃から、求職者支援制度等の円滑な運営にご尽力いただき、感謝申し上げます。

求職者支援制度については、平成 23 年 9 月 1 日付け職発 0901 第 4 号、能発 0901 第 5 号「求職者支援制度の実施について」別添「求職者支援制度業務取扱要領」（以下「要領」という。）等に基づき運用しているところですが、標記豪雨によって訓練受講者と訓練実施機関の双方に甚大な被害が発生し、今後の訓練の受講や職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の支給に少なからず支障を来すことが考えられます。

これらを踏まえ、求職者支援制度の運用上特にご留意いただきたい点について下記のとおりお示ししますので、取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

#### 記

##### 1 「やむを得ない理由」によって訓練を途中で終了する場合について

暦日で引き続き 30 日以上訓練に出席できない場合（見込みを含む）については、「やむを得ない理由」により訓練を途中で終了することができ、その理由として適当であると考えられるものについては要領 10061 ニに列挙されている。さらに、列挙された理由以外で「やむを得ない理由」とすることが適当であると考えられるものについては、その都度理由を付して当室あて照会することとされている。

標記豪雨のような大規模な災害により訓練受講者が被害を受け、暦日で引き続き 30 日以上訓練に出席できないといったケースは要領 10061 ニにおいて予め想定されていないが、標記豪雨によって被害を受けた訓練受講者が暦日で引き続き 30 日以上訓練に出席できず、訓練を途中で終了したい旨を申し出た場合は、「やむを得ない理由」として差し支えなく、その際には当室あての照会は不要であること。

また、訓練実施機関側の理由によって暦日で引き続き 30 日以上訓練に出席できない場合は、既に「やむを得ない理由」とすることが適当であるものとして列挙されていること。

## 2 出席要件について

標記豪雨の被害により、訓練実施機関への通所が困難となり訓練を受講しなかった場合については、要領 10042 チ（イ）③の「大規模な災害が起こった等により訓練実施施設への通所が困難となっている場合」に該当することとし、この場合は訓練実施日から除外することができること。

## 3 指定来所日の変更について

標記豪雨の被害により、指定来所日に公共職業安定所（以下「安定所」という。）に来所できない場合、要領 09023 に基づき訓練受講者からの申出により、指定来所日を変更することができること。

訓練受講者の被った被害の度合いによっては、当然に指定来所日の来所よりも優先させるべきことがあり得るので、本日以降当面の間、必要に応じて指定来所日に来所できるかを安定所等から受講者に対して確認すること。

## 4 就職支援計画書を紛失した場合について

標記豪雨の被害により、就職支援計画書（以下「計画書」という。）を紛失した場合については、計画書を紛失した訓練受講者からの申出により、計画書を作成した安定所において再交付を行うこと。

具体的には、訓練受講者からの申出を受け、申出者の本人確認を行い、安定所長の決裁を経た後所要の再作成処理を行い、再作成した計画書の第 1 面右上に「再交付」と朱書きすること。詳細は平成 30 年 3 月 30 日付け職訓発 0330 第 1 号、開訓発 0330 第 1 号「求職者支援制度に係る質疑応答集（平成 30 年 4 月改訂）の送付について」別添「求職者支援制度に係る質疑応答集」（以下、「質疑応答集」という。）P 84 問 5 を参照するとともに、質疑応答集別紙 4 に再交付の申請に係る様式例があるので、参考とすること。

## 5 給付金受給者が訓練期間中に急逝した場合について

標記豪雨の被害により、仮に訓練受講者が訓練期間中に急逝した場合であっても、給付金は訓練受講者本人が支給申請を行うことによりその支給を決定するものであるため、遺族から支給申請を行うことはできないこと。詳細は、質疑応答集 P 172 問 4 を参照すること。

担当

職業安定局訓練受講者支援室

加藤・緑川・萩原（内線 5273）